# 注 意 事 項

- 1 試験開始時刻 10時00分
- 2 試験科目別終了時刻

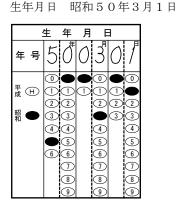
試 験 科 目	科目数	終了時刻
「法規」のみ	1 科目	1 1 時 2 0 分
「伝送交換設備(又は線路設備)及び設備管理」のみ	1 科 目	1 1 時 4 0 分
「法規」及び「伝送交換設備(又は線路設備)及び設備管理」	2 科 目	13時00分

3 試験種別と試験科目別の問題(解答)数及び試験問題ページ

試 験 種 別	試 験 科 目	티	題	(解	答 ) 🦠	数	試験問題
試験種別	試験科目	問1	問 2	問3	問4	問 5	ページ
た光六梅子に壮徳老	法 規	6	7	6	6	6	1~13
伝送交換主任技術者 <u>に、ペープー</u> 伝送交換設備及び設備管理		8	8	8	8	8	14~27
線路主任技術者	9 B 文 K 共 条 本 法 規		7	6	6	6	1~13
	線路設備及び設備管理	8	8	8	8	8	28~42

- 4 受験番号等の記入とマークの仕方
- (1) マークシート(解答用紙)にあなたの受験番号、生年月日及び氏名をそれぞれ該当枠に記入してください。
- (2) 受験番号及び生年月日に該当する箇所を、それぞれマークしてください。
- (3) 生年月日の欄は、年号をマークし、生年月日に1桁の数字がある場合、十の位の桁の「O」もマークしてください。

[記入例] 受験番号 01AB941234



- 5 答案作成上の注意
- (1) マークシート(解答用紙)は1枚で、2科目の解答ができます。
  - 「法規」は赤色(左欄)、「伝送交換設備(又は線路設備)及び設備管理」(「設備及び設備管理」と略記)は緑色(右欄)です。
- (2) 解答は試験科目の解答欄の正解として選んだ番号マーク枠を、黒の鉛筆(HB又はB)で濃く塗りつぶしてください。
  - ① ボールペン、万年筆などでマークした場合は、採点されませんので、使用しないでください。
  - ② 一つの問いに対する解答は一つだけです。二つ以上マークした場合、その問いについては採点されません。
  - ③ マークを訂正する場合は、プラスチック消しゴムで完全に消してください。
- (3) 免除の科目がある場合は、その科目欄は記入しないでください。
- (4) **受験種別欄は**、あなたが**受験申請した試験種別を○**で囲んでください。(試験種別は次のように略記されています。)
  - ① 伝送交換主任技術者は、『伝 送 交 換』
  - ② 線路主任技術者は、 『線 路』
- (5) 試験問題についての特記事項は、裏表紙に表記してあります。
- 6 合格点及び問題に対する配点
- (1) 各科目の満点は100点で、合格点は60点以上です。
- (2) 各問題の配点は、設問文の末尾に記載してあります。

マークシート(解答用紙)は、絶対に折り曲げたり、汚したりしないでください。

# 次ページ以降は試験問題です。試験開始の合図があるまで、開かないでください。

受験番号					
(控 え)					

解答の公表は1月31日10時以降の予定です。 合否の検索は2月19日14時以降可能の予定です。

試 験 種 別	試 験	科 目
伝送交換主任技術者	<b>&gt;</b> +-	<b>+</b> :⊟
線 路 主 任 技 術 者	法	規

問 1	次の各問いは、「電気通信事業法」又は「電気	『通信事業法施行規則』に規定する内容に関するもので
ŧ	oる。同法又は同規則の規定に照らして、 <b>□</b>	内の(ア)~(カ)に最も適したものを、それそ
1	ιの解答群から選び、その番号を記せ。	(小計20点)

(1) 電気通信事業法に規定する「電気通信設備統括管理者」、「電気通信設備統括管理者等の義務」 又は「電気通信主任技術者等の義務」について述べた次の文章のうち、<u>誤っているもの</u>は、 (7) である。 (4点)

#### <(ア)の解答群>

- ① 電気通信事業者は、管理規程に定める事項に関する業務を統括管理させるため、 事業運営上の重要な決定に参画する代表権を有し、かつ、電気通信設備の継続運用に 関する一定の技術知識を保持その他の総務省令で定める要件を備える者のうちから、 総務省令で定めるところにより、電気通信設備統括管理者を選任しなければならない。
- ② 電気通信事業者は、電気通信設備統括管理者を選任し、又は解任したときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- ③ 電気通信事業者は、電気通信役務の確実かつ安定的な提供の確保に関し、電気通信 設備統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。
- ④ 電気通信事業者は、電気通信主任技術者のその職務を行う事業場における事業用電気通信設備の工事、維持又は運用に関する助言を尊重しなければならず、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用に従事する者は、電気通信主任技術者がその職務を行うため必要であると認めてする指示に従わなければならない。
- ⑤ 電気通信事業者は、総務省令で定める期間ごとに、電気通信主任技術者に、登録講習機関が行う事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の監督に関する 講習を受けさせなければならない。

(2)	次の文章	は、電気	通信事業法の	「目的」につい	ヽて述べたも	らのである。	同法の規定に照	らして、
		内の(イ)、	(ウ)に最も適	重したものを、	、下記の解復	答群から選び	、その番号を記る	せ。
							(2点×2	= 4 点)

電気通信事業法は、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ (イ) なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその (ウ) を保護し、もって電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。

#### <(イ)、(ウ)の解答群>

- ① 通信の秘密
- ② 経済的
- ③ 利用者の利益
- ④ 安定的

- ⑤ 役務の基盤
- ⑥ 合理的
- ⑦ 効率的
- ⑧ 公 平

- ⑨ 役務提供事業者
- ⑩ サービスの品質
- (3) 電気通信事業法に規定する「電気通信設備の維持」、「電気通信主任技術者」、「事業の休止及び廃止並びに法人の解散」又は「業務の改善命令」について述べた次の文章のうち、<u>誤っているもの</u>は、 (4点)

#### <(エ)の解答群>

- ① 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その電気通信事業の用に供する電気通信設備(その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして総務省令で定めるものを除く。)を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。
- ② 電気通信事業者は、事業用電気通信設備を技術基準に適合するように維持するため、 総務省令で定めるところにより、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者 のうちから、電気通信主任技術者を選任しなければならない。ただし、その事業用電 気通信設備が小規模である場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ③ 電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- ④ 総務大臣は、事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合に電気通信事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないと認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

- (4) 電気通信事業法に規定する「提供義務」、「重要通信の確保」及び「登録の取消し」について述べた 次のA~Cの文章は、 (オ) 。 (4点)
  - A 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域に おける基礎的電気通信役務の提供を拒んではならない。
  - B 電気通信事業者は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき は、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために 必要な事項を内容とする通信を優先的に取り扱わなければならない。公共の利益のため緊急に 行うことを要するその他の通信であって総務省令で定めるものについても、同様とする。
  - C 総務大臣は、電気通信事業の登録を受けた者が電気通信事業法又は同法に基づく命令若しく は処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるときは、電気通信事業の登録 を取り消すことができる。

#### <(オ)の解答群>

- ① Aのみ正しい
- ② Bのみ正しい
- ③ Cのみ正しい
- ④ A、Bが正しい⑤ A、Cが正しい⑥ B、Cが正しい

- (5) 電気通信事業法施行規則に規定する用語について述べた次のA~Cの文章は、

(カ)。

(4点)

- A 特定移動通信役務とは、電気通信事業法に規定する特定移動端末設備を他人の通信の用に供 する電気通信役務をいう。
- B データ伝送役務とは、専ら符号又は影像を伝送交換するための電気通信設備を他人の通信の 用に供する電気通信役務をいう。
- C 端末系伝送路設備とは、専ら専用役務を提供するために設置される伝送路設備をいう。

## <(カ)の解答群>

- ① Aのみ正しい
- ② Bのみ正しい ③ Cのみ正しい
- ④ A、Bが正しい
- ⑤ A、Cが正しい ⑥ B、Cが正しい

認証業務に関する法律」に規定する内容に関する
◯ 内の(ア)~(キ)に最も適したものを、それぞ
(小計20点)
ᄼᄱᄜᇬᅙᆂᆮᆠᄼᆉᄽᆇᇬᄙᄼᄷᄁᇎᄱᅌᆉ
が規則の「電気通信主任技術者の選任等」に規定す
への指揮及び命令並びに事故の収束後の再発防止
いて述べたものである。同規則の規定に照らして
下記の解答群から選び、その番号を記せ。
$(2 点 \times 2 = 4 点)$
ᄼᄽᆓᄼᄮᄼᄓᄜᆉᅩᅩᆂᄧ
こ必要な対応に関する事項 
(イ) との連携に関する事項
② 故障復旧方法の策定 :
④ 故障原因の特定
⑥ 影響を与えた利用者数の特定
® 運用部門及び保守部門
⑩ 故障復旧体制の構築
章のうち、正しいものは、 <b>(</b> (ウ) である。
(4点)
(1),,,,
- その監督を行う者であって、総務大臣の登録 - -
; に対する重大な危険を予防するために安全信 ;
る方法により行う無線通信をいう。
操作を行う者の総体をいい、受信のみを目的
の他電波を送り、又は受けるための電気的設 :
・ いつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他 :

問2 次の各問いは、「電気通信主任技術者規則」、「電波法」、「国際電気通信連合憲章」、「不正アクセ

定める方法により行う無線通信をいう。

の権利」及び「電気通信の秘	络」につ	ついて述べたもの	である	。同憲章の規定	に照ら	して、
内の(エ)、(オ)に最も適し	たもの	を、下記の解答制	詳から	選び、その番号	を記せ	0
						( $2$ 点 $\times$ 2 = 4点
(i) 構成国は、公衆に対	けし、国	際公衆通信業務	こよっ	て通信する権利	を承認	する。各種類の通
信において、業務、	(エ)	」は、すべてのタ	利用者	に対し、いかな	る優先	権又は特恵も与え
ることなく同一とする	) 。					
(ii) 構成国は、国際通信	言の秘密	を確保するため、	使用	される電気通信	Ø (	オ) するすべて
の可能な措置をとるこ	ことを約	東する。				
〈(エ)、(オ)の解答群〉						
① システムに適合	2	規約及び約款	3	国際法に準拠	4	方式及び機能
⑤ 犯罪防止に対応	6	標準化に寄与	7	料金及び保障	8	維持及び運用
9 技術基準に規定	10	サービス及び品	近			

(3) 次の(i)、(ii)の文章は、国際電気通信連合憲章に規定する「国際電気通信業務を利用する公衆

(4) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律に規定する事項について述べた次のA~Cの文章は、 (カ)。 (4点)

- A 国家公安委員会、総務大臣及び経済産業大臣は、アクセス制御機能を有する特定電子計算機 の不正アクセス行為からの防御に資するため、半年ごとに少なくとも1回、不正アクセス行為 の発生状況及びアクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況を公表するものとする。
- B この法律は、不正アクセス行為を禁止するとともに、これについての罰則及びその再発防止 のための都道府県公安委員会による援助措置等を定めることにより、電気通信回線を通じて行 われる電子計算機に係る犯罪の防止及びアクセス制御機能により実現される電気通信に関する 秩序の維持を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的とする。
- C 何人も、アクセス制御機能を特定電子計算機に付加したアクセス管理者になりすまし、その 他当該アクセス管理者であると誤認させて、当該アクセス管理者が当該アクセス制御機能に係 る識別符号を付された利用権者に対し当該識別符号を特定電子計算機に入力することを求める 旨の情報を、電子メールにより当該利用権者に送信する行為をしてはならない。ただし、当該 アクセス管理者の承諾を得てする場合は、この限りでない。

#### <(カ)の解答群>

- ① Aのみ正しい
- ② Bのみ正しい ③ Cのみ正しい

- ④ A、Bが正しい⑤ A、Cが正しい⑥ B、Cが正しい
- ⑦ A、B、Cいずれも正しい ⑧ A、B、Cいずれも正しくない

- (5) 電子署名及び認証業務に関する法律に規定する「定義」及び「電磁的記録の真正な成立の推定」に ついて述べた次のA~Cの文章は、 (キ) 。 (4点)
  - A 特定認証業務とは、電子署名のうち、その方式に応じて本人及び指定審査機関の審査項目に 適合する者が行うことができるものとして主務省令で定める基準に適合するものについて行わ れる認証業務をいう。
  - B 電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの(公務員が職務上作成したものを除く。) は、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名(これを行うために必要な 符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限 る。)が行われているときは、真正に成立したものと推定する。
  - C 認証業務とは、自らが行う電子署名についてその業務を利用する者(以下「利用者」という。) その他の者の求めに応じ、当該利用者が電子署名を行ったものであることを確認するために用 いられる事項が当該利用者に係るものであることを証明する業務をいう。

#### <(キ)の解答群>

- Aのみ正しい
- ② Bのみ正しい ③ Cのみ正しい

- ④ A、Bが正しい
- ⑤ A、Cが正しい⑥ B、Cが正しい
- ⑦ A、B、Cいずれも正しい ⑧ A、B、Cいずれも正しくない
- 問3 次の各問いは、「事業用電気通信設備規則」に規定する内容に関するものである。同規則の規定に 照らして、 内の(ア)~(カ)に最も適したものを、それぞれの解答群から選び、その番号 を記せ。 (小計20点)
  - (1) 事業用電気通信設備規則に規定する用語について述べた次の文章のうち、誤っているものは、 (ア) である。 (4点)

#### <(ア)の解答群>

- ① インターネットプロトコル電話用設備とは、事業用電気通信設備のうち、端末設備 等をインターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するもの(携帯電話用 設備を除く。)であって、音声伝送役務の提供の用に供するものをいう。
- ② 2線式アナログ電話用設備とは、アナログ電話用設備のうち、事業用電気通信設備 と端末設備等を接続する点において2線式の接続形式を有するものをいう。
- ③ 音声伝送役務とは、おおむね4キロヘルツ帯域の音声その他の音響を伝送交換する 機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務であって専用役務 以外のものをいう。
- ④ 絶対レベルとは、一の皮相電力の1ミリワットに対する比をデシベルで表したもの をいう。

- (2) 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信設備の秘密 の保持における「通信内容の秘匿措置」及び「蓄積情報保護」並びに他の電気通信設備の損傷又は機 能の障害の防止における「損傷防止」について述べた次のΑ~Сの文章は、【(イ)】。
  - A 有線放送設備の線路と同一の線路を使用する事業用電気通信設備(電気通信回線設備に限 る。)は、電気通信事業者が、有線一般放送の受信設備を接続する点において、通信の内容が 有線一般放送の受信設備の通常の使用の状態で判読できないように必要な秘匿措置が講じられ なければならない。
  - B 事業用電気通信設備に利用者の通信の内容その他これに係る情報を蓄積する場合にあっては、 当該事業用電気通信設備は、当該利用者以外の者が端末設備等を用いて容易にその情報を知得 し、又は流用することを防止するため、当該利用者のみに与えた呼出符号の照合確認その他の 防止措置が講じられなければならない。
  - C 事業用電気通信設備は、利用者又は他の電気通信事業者の接続する電気通信設備(以下「接続 設備」という。)を損傷するおそれのある電力若しくは電流を送出し、又は接続設備を損傷する おそれのある電圧若しくは光出力により送出するものであってはならない。

#### <(イ)の解答群>

- ① Aのみ正しい② Bのみ正しい③ Cのみ正しい
- ④ A、Bが正しい
- ⑤ A、Cが正しい⑥ B、Cが正しい
- ⑦ A、B、Cいずれも正しい ⑧ A、B、Cいずれも正しくない
- (3) 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信設備の損壊 又は故障の対策におけるアナログ電話用設備等の「異常ふくそう対策等」、「耐震対策」、「誘導対策」 又は「防火対策等」について述べた次の文章のうち、正しいものは、 【(ウ) 】である。ただし、 適用除外規定は考慮しないものとする。 (4点)

## <(ウ)の解答群>

- ① 交換設備は、異常ふくそう(特定の交換設備に対し通信が集中することにより、交 換設備の通信の疎通能力が継続して著しく低下する現象をいう。)が発生した場合に、 これを検出し、かつ、通信の集中を規制する機能又はこれと同等の機能を有するもの でなければならない。ただし、通信が同時に集中することがないようこれを制御する ことができる交換設備については、この限りでない。
- ② 事業用電気通信設備は、通常想定される規模の地震による構成部品の接触不良及び 脱落を防止するため、構成部品の可とう接続その他の免震措置が講じられたものでな ければならない。
- ③ 線路設備は、強電流電線からの静電誘導作用により事業用電気通信設備の機能に重 大な支障を及ぼすおそれのある異常電圧又は異常電流が発生しないように設置しなけ ればならない。
- ④ 事業用電気通信設備を収容し、又は設置する通信機械室は、避難設備及び消火設備 が適切に設置されたものでなければならない。

(4) 次の文章は、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通
信設備の損壊又は故障の対策におけるアナログ電話用設備等の「故障検出」について述べたもので
ある。 内の(エ)、(オ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ、
$(2 点 \times 2 = 4 点)$
事業用電気通信設備は、電源停止、 (エ) の動作停止その他電気通信役務の提供に直接
係る機能に重大な支障を及ぼす故障等の発生時には、これを直ちに検出し、当該事業用電気通
信設備を維持し、又は (オ) 機能を備えなければならない。
//_\ (_\)

<(エ)、(オ)の解答群>

- ① 無停電電源装置
- ② 共通制御機器 ③ 整流装置 ④ 現用機器

- ⑤ 保守センタから遠隔制御できる
- ⑥ 予備機器に切り替わる
- ⑦ 事業用電気通信回線設備を切り離せる
- ⑧ 運用する者に通知する
- (5) 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の音声伝送役務の提供の用に供する電気通信 設備におけるアナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備の「総合品 質」、「安定品質」及び「異なる電気通信番号の送信の防止」について述べた次のA~Cの文章は、 (カ)。 (4点)
  - A 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備(アナログ電話端末と 接続できるものに限る。)に接続する端末設備等(インターネットプロトコルを使用してパケッ ト交換網に接続するものに限る。)相互間における通話(アナログ電話端末との間の通話を含 む。)の総合品質に関して、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、 その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を 接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。
  - B 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備について、総務大臣 が別に告示するところにより、当該事業用電気通信設備を介して提供される音声伝送役務がア ナログ電話用設備を介して提供される音声伝送役務と同等の安定性が確保されるよう必要な措 置を講じなければならない。
  - C 電気通信事業者は、当該電気通信事業者が利用者に付与した電気通信番号について、当該利 用者の発信に係る電気通信番号と異なる電気通信番号を端末設備等又は他の電気通信事業者に 送信することがないよう必要な措置を講じなければならない。ただし、他の利用者に対し、発 信元を誤認させるおそれがない場合は、この限りでない。

〈(カ)の解答群〉

- ① Aのみ正しい
- ② Bのみ正しい
- ③ Cのみ正しい

- ④ A、Bが正しい⑤ A、Cが正しい⑥ B、Cが正しい
- ⑦ A、B、Cいずれも正しい ⑧ A、B、Cいずれも正しくない

問4 次の各問いは、「事業用電気通信設備規則	」又は「端末設備等規則」に規定する内容に関するもので
ある。それぞれの規則の規定に照らして、	内の(ア)~(カ)に最も適したものを、それそ
れの解答群から選び、その番号を記せ。	(小計20点)

(1) 事業用電気通信設備規則に規定する、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の電気通信 事業の用に供する電気通信設備の音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備におけるアナロ グ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備の「基本機能」について述べた次 の文章のうち、誤っているものは、 (ア) である。

#### <(ア)の解答群>

- ① 発信側の端末設備等からの発信を認識し、着信側の端末設備等に通知すること。
- ② 着信側の端末設備等の応答を認識し、発信側の端末設備等に通知すること。
- ③ 電気通信番号を認識すること。
- ④ 通信の終了を通知すること。
- ⑤ ファクシミリによる送受信が正常に行えること。
- (2) 事業用電気通信設備規則に規定する、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の電気通信 事業の用に供する電気通信設備の損壊又は故障の対策におけるアナログ電話用設備等の「試験機器 及び応急復旧機材の配備」及び「事業用電気通信設備の防護措置」について述べた次のA~Cの文章 は、 (イ) 。 (4点)
  - A 事業用電気通信設備の工事、維持又は運用を行う事業場には、当該事業用電気通信設備の点 検及び検査に必要な試験機器の配備又はこれに準ずる措置がなされていなければならない。
  - B 事業用電気通信設備の工事、維持又は運用を行う事業場には、当該事業用電気通信設備の故 障等が発生した場合における応急措置を実施できる技術を有する者の配置などの措置がなされ ていなければならない。
  - C 事業用電気通信設備は、利用者又は他の電気通信事業者の電気通信設備から受信したプログ ラムによって当該事業用電気通信設備が当該事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者の 意図に反する動作を行うことその他の事由により電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすこ とがないよう当該プログラムの機能の制限その他の必要な防護措置が講じられなければならな 11

#### <(イ)の解答群>

- ① Aのみ正しい
- ② Bのみ正しい
- ③ Cのみ正しい
- ④ A、Bが正しい⑤ A、Cが正しい⑥ B、Cが正しい

	:は、端末設備等規則に規定する、電話用設値 要通信の確保のための機能」について述べた♡		
最も適した	ものを、下記の解答群から選び、その番号を	を記せ。	(2点×2=4点
	話端末は、重要通信を確保するため、移動で (エ) 機能を備えなければならない。	電話用設備カ	いらの (ウ) 場合にあって
14,			
,	(エ)の解答群〉		
<(		② 発信	しない
<(	ウ)、(エ)の解答群>	0 /=	しない 情報の受信を拒否する
<((	ウ)、(エ)の解答群> ① 災害時優先通信の指示を受けた	④ 位置	

- について述べた次のA~Cの文章は、 (オ)。 (4点)
  - A 総務大臣が別に告示する条件に適合する識別符号(端末設備に使用される無線設備を識別する ための符号であって、通信路の設定に当たってその照合が行われるものをいう。)を有すること。
  - B 使用する電波の周波数が空き状態であるかどうかについて、総務大臣が別に告示するところ により判定を行い、空き状態である場合にのみ直流回路を開くものであること。ただし、総務 大臣が別に告示するものについては、この限りでない。
  - C 使用される無線設備は、一の筐体に収められており、かつ、気密性が確保されること。ただ し、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

#### 〈(オ)の解答群〉

- ① Aのみ正しい② Bのみ正しい③ Cのみ正しい

- ④ A、Bが正しい⑤ A、Cが正しい⑥ B、Cが正しい

(5) 端末設備等規則に規定する、電話用設備に接続される端末設備におけるアナログ電話端末の「直流回路の電気的条件等」について述べた次の文章のうち、正しいものは、 (4点)
<(カ)の解答群>
① 直流回路を閉じているときのアナログ電話端末の直流回路の直流抵抗値は、20ミ
リアンペア以上120ミリアンペア以下の電流で測定した値で10オーム以上100
オーム以下でなければならない。ただし、直流回路の直流抵抗値と電気通信事業者の
交換設備からアナログ電話端末までの線路の直流抵抗値の和が50オーム以上1,700
オーム以下の場合にあっては、この限りでない。
② 直流回路を閉じているときのアナログ電話端末のダイヤルパルスによる選択信号送
出時における直流回路の静電容量は、3マイクロファラド以下でなければならない。
③ 直流回路を開いているときのアナログ電話端末の直流回路の直流抵抗値は、2メガ
オーム以上でなければならない。
<ul><li>④ アナログ電話端末は、電気通信回線に対して交流の電圧を加えるものであってはな</li></ul>
らない。
問5 次の各問いは、「有線電気通信法」、「有線電気通信設備令」又は「有線電気通信設備令施行規則」に 規定する内容に関するものである。同法、同令又は同規則の規定に照らして、 内の(ア)~ (カ)に最も適したものを、それぞれの解答群から選び、その番号を記せ。 (小計20点)
(1) 次の文章は、有線電気通信法に規定する「設備の検査等」について述べたものである。同法の規
定に照らして、 内の(ア)、(イ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番
号を記せ。 $(2 点 \times 2 = 4 点)$
総務大臣は、この法律の (ア) において、有線電気通信設備を設置した者からその設備
に関する報告を徴し、又はその職員に、その事務所、営業所、工場若しくは事業場に立ち入り、
その設備若しくは帳簿書類を検査させることができる。立入検査をする職員は、その身分を示
す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。この (イ) は、犯罪捜査のために
認められたものと解してはならない。
〈(ア)、(イ)の解答群〉 ① 規定の範囲内 ② 施行に必要な限度 ③ 権利の行使

⑩ 規定に違反した場合

④ 総務大臣命令⑤ 設備等の改善命令⑥ 検査の権限⑦ 処分の執行⑧ 公平かつ効率的運用⑨ 罰則の適用

- (2) 有線電気通信法に規定する「本邦外にわたる有線電気通信設備」、「有線電気通信設備の届出」及 び「目的」について述べた次のA~Cの文章は、 (ウ) 。ただし、適用除外規定は考慮しない ものとする。 (4点)
  - A 本邦内の場所と本邦外の場所との間の有線電気通信設備は、電気通信事業者がその事業の用 に供する設備として設置する場合を除き、設置してはならない。ただし、特別の事由がある場 合において、総務大臣の許可を受けたときは、この限りでない。
  - B 有線電気通信設備を設置しようとする者は、有線電気通信の方式の別、設備の設置の場所及 び設備の概要を記載した書類を添えて、設置の工事の開始の日の2週間前まで(工事を要しない ときは、設置の日から2週間以内)に、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
  - C 有線電気通信法は、有線電気通信設備の設置及び使用を規律し、有線電気通信に関する秩序 を確立することによって、社会及び経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

#### <(ウ)の解答群>

- ① Aのみ正しい
- ② Bのみ正しい
- ③ Cのみ正しい

- ④ A、Bが正しい⑤ A、Cが正しい⑥ B、Cが正しい
- ⑦ A、B、Cいずれも正しい ⑧ A、B、Cいずれも正しくない
- (3) 有線電気通信設備令に規定する「使用可能な電線の種類」、「海底電線」、「架空電線と他人の設置 した架空電線等との関係」若しくは「架空電線の支持物」又は有線電気通信設備令施行規則に規定す る「架空電線の支持物と架空強電流電線との間の離隔距離」について述べた次の文章のうち、正し いものは、 (エ) である。 (4点)

#### <(エ)の解答群>

- ① 有線電気通信設備に使用する電線は、絶縁電線又は強電流電線でなければならない。 ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② 海底電線は、他人の設置する海底電線又は海底強電流電線との水平距離が500 メートル以下となるように設置してはならない。ただし、その他人の承諾を得たとき は、この限りでない。
- ③ 架空電線は、他人の建造物との離隔距離が60センチメートル以下となるように設 置してはならない。ただし、その他人の承諾を得たときは、この限りでない。
- ④ 架空電線の支持物には、取扱者が昇降に使用する足場金具等を地表上2.5メートル 未満の高さに取り付けてはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りで ない。
- ⑤ 架空強電流電線の使用電圧が高圧で、架空強電流電線の種別が強電流ケーブルであ るときは、架空電線の支持物と架空強電流電線(当該架空電線の支持物に架設される ものを除く。)との間の離隔距離は、60センチメートル以上とすること。

- (4) 有線電気通信設備令に規定する用語について述べた次のA~Cの文章は、 (オ) 。(4点)
  - A 支持物とは、電柱、支線、つり線その他電線又は強電流電線を支持するための工作物をいう。
  - B 音声周波とは、周波数が200〜ルツを超え、3,500〜ルツ以下の電磁波をいい、高周波 とは、周波数が3,500ヘルツを超える電磁波をいう。
  - C 強電流電線とは、強電流電気の伝送を行うための導体(絶縁物又は保護物で被覆されている場 合は、これらの物を含む。)をいう。

#### <(オ)の解答群>

- ① Aのみ正しい
- ② Bのみ正しい③ Cのみ正しい
- ④ A、Bが正しい
- ⑤ A、Cが正しい ⑥ B、Cが正しい
- ⑦  $A \times B \times C$ いずれも正しい  $\otimes A \times B \times C$ いずれも正しくない
- (5) 有線電気通信設備令に規定する「線路の電圧及び通信回線の電力」、「地中電線」、「屋内電線」、 「架空電線と他人の設置した架空電線等との関係」又は「通信回線の平衡度」について述べた次の文 章のうち、誤っているものは、 (カ) である。

#### <(カ)の解答群>

- ① 通信回線(導体が光ファイバであるものを除く。)の電力は、絶対レベルで表わした 値で、その周波数が音声周波であるときは、プラス10デシベル以下、高周波である ときは、プラス20デシベル以下でなければならない。ただし、総務省令で定める場合 は、この限りでない。
- ② 地中電線は、地中強電流電線との離隔距離が30センチメートル(その地中強電流 電線の電圧が 7,000ボルトを超えるものであるときは、60センチメートル)以下 となるように設置するときは、総務省令で定めるところによらなければならない。
- ③ 屋内電線(光ファイバを除く。)と大地との間及び屋内電線相互間の絶縁抵抗は、直流 100ボルトの電圧で測定した値で、1メグオーム以上でなければならない。
- ④ 架空電線は、架空強電流電線と交差するとき、又は架空強電流電線との水平距離が その架空電線若しくは架空強電流電線の支持物のうちいずれか高いものの高さに相当 する距離以下となるときは、総務省令で定めるところによらなければ、設置しては ならない。
- ⑤ 通信回線(導体が光ファイバであるものを除く。)の平衡度は、1,000へルツの 交流において70デシベル以上でなければならない。ただし、総務省令で定める場合 は、この限りでない。

## 試験問題についての特記事項

- (1) 試験問題に記載されている製品名は、それぞれ各社の商標又は登録商標です。 なお、試験問題では、® 及び TM を明記していません。
- (2) 問題文及び図中などで使用しているデータは、すべて架空のものです。
- (3) 論理回路の記号は、MIL記号を用いています。
- (4) 試験問題では、常用漢字を使用することを基本としていますが、次の例に示す専門的用語などについては、 常用漢字以外も用いています。

[例]・迂回(うかい)・筺体(きょうたい)・輻輳(ふくそう)・撚り(より)・漏洩(ろうえい) など

- (5) バイト[Byte]は、デジタル通信において情報の大きさを表すために使われる単位であり、一般に、2進数の8桁、8ビット[bit]です。
- (6) 情報通信の分野では、8ビットを表すためにバイトではなくオクテットが使われますが、試験問題では、一般に、使われる頻度が高いバイトも用いています。
- (7) 試験問題のうち、正誤を問う設問において、句読点の有無など日本語表記上若しくは日本語文法上の誤り だけで誤り文とするような出題はしておりません。
- (8) 法令に表記されている「メグオーム」は、「メガオーム」と同じ単位です。
- (9) 法規科目の試験問題において、個別の設問文中の「」表記は、出題対象条文の条文見出しを表しています。 また、出題文の構成上、必ずしも該当条文どおりには表記しないで該当条文中の( )表記箇所の省略や部分 省略などをしている部分がありますが、( )表記の省略の有無などで正誤を問うような出題はしておりません。